令和８年度
償却資産（固定資産税）申告の手引
呉　　市

固定資産税は土地および家屋のほか，償却資産（事業用資産）についても課税対象となります。固定資産税の対象となる償却資産の所有者は，地方税法第 383 条の規定により，毎年１月１日現在，呉市内に所有されている償却資産について申告していただくことになっています。

こちらの「申告の手引」をご参照のうえ，申告書を作成し，期限までに提出していただきますようお願いします。

申告書提出期限　令和８年２月２日（月）

○本市から償却資産申告書等の書類が届いた方で，償却資産をお持ちでない場合，該当なしの申告をお願いします。
○所有されている償却資産が少ない場合でも，申告をお願いします。

申告書の提出先および問合せ先

呉市　財務部　資産税課　償却資産グループ
〒737-8501
呉市中央４丁目１番６号
TEL(0823)25-3214　FAX(0823)24-6708

※申告書は各市民センター（支所）でも受け付けます。

7.11.3,300

目　　次

1　償却資産の申告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2　償　却　資　産　と　は・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3　申告の対象となる資産と対象とならない資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
4　国税（法人税・所得税）との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
5　業種別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6　償却資産と家屋との区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
7　税額・課税標準額・評価額等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
8　課　税　標　準　の　特　例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
9　主な償却資産の耐用年数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
10　償却資産申告書等の記入の仕方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
11　申　告　書　の　記　入　例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
12　種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・16
13　種類別明細書（減少資産用）の記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
14　償却資産に関するＱ＆Ａ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

※　この申告の手引は令和７年８月時点の地方税法等に基づき作成しておりますので，法令の改正等により，内容が変更することがあります。

1　償却資産の申告について

（1）申告していただく方

個人や法人で工場や商店の経営，駐車場やアパートの貸付，太陽光発電設備等による売電など，**事業を行っている方で**，１月１日（賦課期日）現在，呉市内に償却資産（事業用資産）を所有されている方がすべて対象となります。

※事業とは，一般に，一定の目的のために一定の行為を継続，反復して行うことをいうものであって，必ずしも営利又は収益そのものを得ることを直接の目的とすることは必要とされていません。

（2）提出書類及び申告していただく償却資産

		提 出 書 類	申告していただく資産
初めて申告される方	該当資産ありの場合 全資産申告	・償却資産申告書 ・種類別明細書 （増加資産・全資産用）	・令和8年1月1日現在で所有している呉市に所在するすべての資産
	該当資産なしの場合	・償却資産申告書	・申告書　18. 備考欄の「5　その他」に**「該当資産なし」**と記入し提出
前年度申告されている方	増加や減少がある場合 増減資産申告	・償却資産申告書 ・種類別明細書 （増加資産・全資産用） ・種類別明細書 （減少資産用）	・令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加及び減少した資産
	前年度と資産の内容が同じ場合	・償却資産申告書	・申告書　18. 備考欄の**「3 増減なし」**に〇をつけ提出
自社システムにより独自様式で申告をされる場合 全資産申告		・償却資産申告書 ・種類別明細書 （増加資産・全資産用） ・種類別明細書 （減少資産用）	・令和8年1月1日現在で所有している呉市に所在するすべての資産 ・令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加及び減少した資産 ※全資産について評価額等を記載

※申告書等の記載にあたっては，12 ページから 19 ページをご覧ください。

（3）申告書の提出期限

提出期限は令和 8 年 2 月 2 日（月）ですが，受付の混雑緩和のため，できるかぎり１月 20 日頃までに提出していただきますよう，ご協力をお願いいたします。

（4）申告書の提出先・お問合せ先

本手引の表紙をご覧ください。

※申告書を郵送で提出される場合で，受付印を押印した（控用）の申告書の返送を希望される方は，必ず返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

（５）修正申告について

申告書提出後，申告内容に誤りが判明した場合は，速やかに修正申告書を提出してください。

修正申告をされる場合は，申告書上部に修正申告と朱書きし，修正内容が分かる書類を添付して申告してください。

（６）申告書等の入手方法について

償却資産申告書の破損や種類別明細書の不足など，申告書等が必要な場合は，資産税課や，最寄りの市民センターでも入手できます。また，複写した用紙や呉市ホームページからダウンロードしていただいた用紙をご利用いただくことも可能です。

※【呉市ホームページトップ】>【組織で探す】>【資産税課】>【令和８年度償却資産の申告について】

なお，郵送も承りますので資産税課（0823-25-3214）までご連絡ください。

（７）不申告又は虚偽の申告について

正当な理由なく申告されない場合又は虚偽の申告をされた場合は，過料又は罰金を科されることがあります。

（８）実施調査について

地方税法第 408 条の規定に基づいて実地調査を行うことがあります。
調査の際には，ご協力をお願いします。

なお，調査の結果によっては，過年度に遡って課税することもありますので，あらかじめご了承ください。

地方税法　第383条

(固定資産の申告)

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第 389 条第 1 項の規定によって道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第 742 条第 1 項若しくは第 3 項の規定によって道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は，総務省令の定めるところによって，毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産について，その所在，種類，数量，取得時期，取得価額，耐用年数，見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を 1 月 31 日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

２　償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは，**土地・家屋以外の事業の用に供することができる資産**で，その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上，損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

○償却資産の種類と具体例

資産の種類		具　体　例
第１種	構　築　物 （建物附属設備含む）	**○構築物** 駐車場の舗装，野立看板，広告塔，門，塀等 **○建物附属設備**（詳しくは６ページ「**６　償却資産と家屋との区分**」を参照。） １．家屋の所有者が取付けた建物附属設備のうち，受変電設備，中央監視装置，特定の生産又は業務用の設備等 ２．賃借人（テナント）等が施工した内装・造作等
第２種	機　械　及　び 装　　置	工作機械，印刷機械，土木建設機械，各種製造設備等の機械及び装置，太陽光発電設備等
第３種	船　　舶	一般船舶，漁船，モーターボート，ヨット等
第４種	航　空　機	飛行機，ヘリコプター，グライダー等
第５種	車　両　及　び 運　搬　具	フォークリフト等の大型特殊自動車，その他運搬車等 （ただし，自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは除きます）
第６種	工具，器具 及　び　備　品	机，椅子，テレビ，パソコン，複写機，レジスター，陳列ケース，冷蔵庫，自動販売機，理美容機器，医療機器，各種工具等

〈車両について〉

・償却資産の対象となる大型特殊自動車は，**道路運送車両法施行規則　別表第１**に規定されています。
・ナンバープレートを取得している場合は，登録番号の分類番号が
０，００～０９，０００～０９９，９，９０～９９，９００～９９９となっています。
・工場敷地内のみを走行するためナンバープレートを取得していない無登録自動車であっても，大型特殊自動車以外は償却資産の対象外となります。

〈大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分〉

次に掲げる要件に１つでも該当する場合は，大型特殊自動車となります。

１　農耕作業用自動車
　最高速度 35km/h 以上のもの
２　農耕作業用自動車以外のもの
（1）　最高速度 15km/h を超えるもの
（2）　自動車の長さが 4.7m を超えるもの
（3）　自動車の幅が 1.7m を超えるもの
（4）　自動車の高さが 2.8m を超えるもの

３　申告の対象となる資産と対象とならない資産

対象となる資産

令和８年１日１日現在において，事業の用に供することができる資産になります。
なお，次に掲げる資産も申告が必要になりますので，ご注意ください。

(1)　**償却済資産**（減価償却が終了して，帳簿上残存価格のみ計上されている資産）
(2)　**建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産**
(3)　**遊休**又は**未稼働**の資産
(4)　**福利厚生**の用に供する資産
(5)　借用資産（リース資産）で，契約の内容が割賦販売と同様であるもの（借主が申告）
ただし，所有権移転外ファイナンス・リース取引に該当する資産は，所有者であるリース会社（貸主）から申告していただくことになります。
(6)　使用可能な期間が１年未満又は取得価額が 20 万円未満の資産であっても**個別に減価償却**しているもの
(7)　**租税特別措置法**の規定を適用し，**即時償却**等をしているもの
（例）中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産　等

対象とならない資産

次に掲げる資産は，申告の必要はありません。

(1)　**自動車税・軽自動車税**の課税対象となるもの
(2)　**無形固定資産**（特許権，ソフトウェア等）
(3)　**繰延資産**
(4)　耐用年数が１年未満又は取得価額が 10 万円未満の資産で，税務会計上一時に**損金算入**しているもの又は**必要経費**としているもの
(5)　取得価額が 20 万円未満の償却資産で，税務会計上**３年間**で**一括償却**しているもの
(6)　平成 20 年４月１日以降に締結されたリース契約のうち，法人税法第 64 条の２第１項又は所得税法第 67 条の２第１項に規定するリース資産で，取得価額が 20 万円未満のもの

少額の償却資産等の取扱い

<table>
<tr><th></th><th>取得価額
償却方法</th><th>10 万円未満</th><th>10 万円以上
20 万円未満</th><th>20 万円以上
30 万円未満</th><th>30 万円以上</th></tr>
<tr><td>①</td><td>一時損金算入（※1, ※5）</td><td>申告対象外</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>②</td><td>３年一括償却（※2, ※5）</td><td colspan="2">申告対象外</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>③</td><td>中小企業特例（※3, ※5）</td><td colspan="3">申告対象</td><td>－</td></tr>
<tr><td>④</td><td>個別減価償却（※4）</td><td>申告対象
（個人除く）</td><td colspan="3">申告対象</td></tr>
</table>

※1 法人税法施行令第 133 条又は所得税法施行令第 138 条
※2 法人税法施行令第 133 条の 2 又は所得税法施行令第 139 条
※3 租税特別措置法第 28 条の 2，第 67 条の 5
※4 個人の方については，10 万円未満の資産は必要経費となります。
※5 上記の①，②，③の償却方法について，令和 4 年 4 月 1 日以降に取得した資産の内，貸付（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供する資産は，当該償却方法の対象外となります。

４　国税（法人税・所得税）との主な違い

項　　目	国税(法人税・所得税)の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	一般の資産は，定率法・定額法の選択制	一般の資産は，定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
圧縮記帳の制度	認められます	**認められません**
特別償却，割増償却（租税特別措置法）	認められます	**認められません**
増加償却（法人税・所得税）	認められます（※1）	
評価額の最低限度	備忘価額（１円）	**取得価額の 100 分の 5**
改良費	原則区分評価(一部合算も可)	区分評価（改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）
少額の減価償却資産 (使用期間が１年未満又は取得価額が 10 万円未満)	一時の損金算入が可能又は必要な経費に算入するものとする 【法人税法施行令第 133 条】 【所得税法施行令第 138 条】	一時の損金又は必要な経費に算入したものは**課税対象外**となりますので，**固定資産税の申告は不要**です （※2）
一括償却資産 (取得価額が 20 万円未満の減価償却資産)	３年間で損金又は必要な経費に算入が可能 【法人税法施行令第 133 条の 2】 【所得税法施行令第 139 条】	３年間で損金又は必要な経費に算入したものは**課税対象外**となりますので，**固定資産税の申告は不要**です （※3）
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特別措置法を適用して取得した 30 万円未満の減価償却資産)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 【租税特別措置法第 28 条の２】 【租税特別措置法第 67 条の５】	**課税対象**となりますので**固定資産税の申告が必要**です

※１　税務署長への増加償却届出書（写）を申告書に添付してください。

※２　法人が本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は固定資産税の課税対象となり，申告が必要となります。

※３　法人又は個人の方が本来の耐用年数を用いて減価償却した場合は固定資産税の課税対象となり，申告が必要となります。

５　業種別の主な償却資産

業　種	主な償却資産
共　通	看板，ネオンサイン，広告塔，外灯，舗装路面，駐車場設備，受変電設備，門，塀，外構，放送設備，中央監視制御装置，簡易間仕切，机，椅子，応接セット，ルームエアコン，テレビ，パソコン，複写機，レジスター，金庫，ロッカー，キャビネット　等
不動産貸付業	敷地のアスファルト舗装･コンクリート舗装，自転車置場，ゴミ置場，外灯，塀，フェンス，緑化設備（植木等），外構工事，電力引込線，屋外給排水管，屋外ガス管，集合郵便受け，ルームエアコン，太陽光発電設備　等
駐車場事業	舗装路面，機械式駐車設備，フェンス，照明等の電気設備　等
売電事業	太陽光発電設備一式，フェンス　等
小　売　業	商品陳列ケース，陳列棚，陳列台，自動販売機，冷蔵庫，冷凍庫　等
飲　食　業	厨房設備，冷蔵庫，冷凍庫，接客用家具，自動販売機，放送設備，カラオケ機器等
理容業，美容業	理容・美容椅子，洗面設備，タオル蒸器　等
クリーニング業	洗濯機，脱水機，乾燥機，プレス機，ビニール包装設備　等
印　刷　業	各種印刷機，活字版鋳造機，裁断機　等
医　療　業	各種医療機器（ベッド，手術台，Ｘ線装置，分娩台，心電計，電気血圧計，保育器，脳波測定器，ＣＴスキャン等），医療ガス設備，各種キャビネット　等
農　業	田植機，脱穀機，消毒機，洗浄機，コンベヤー　等
漁　業	漁船，魚群探知機，無線機　等
建　設　業	ブルドーザー・パワーショベル等の大型特殊自動車，ポータブル発電機　等
工　業	旋盤，ボール盤，プレス機，金型，溶接機，貯水設備，福利厚生設備　等
自動車整備業 ガソリン販売業	プレス，スチームクリーナー，オートリフト，テスター，オイルチェンジャー，洗車機，コンプレッサー，卓上ボール盤，ジャッキ，溶接機，ガソリン計量機，地下タンク，自動販売機，独立キャノピー　等

○ 申告漏れとなりやすい資産
- **決算以降に取得した資産で１月１日現在，事業の用に供している資産**
- **建設仮勘定で資産計上されているが，資産の一部又は全部が，１月１日現在において事業の用に供することができる資産**
- **賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等**
- **遊休資産，未稼働資産であっても，維持補修の行われている資産**

６　償却資産と家屋との区分

家屋（建物）には，電気設備，給排水衛生設備等の建築設備が取付けられていますが，固定資産税においては，それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

※詳しくは次ページ「**償却資産と家屋との区分の例示**」をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの，特定の生産又は業務の用に供されるもの等については，償却資産として取扱います。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

家屋の所有者以外の賃借人（テナント）等が取付けた特定附帯設備（事業用の内装・造作及び建築設備等）については，償却資産として取扱います。これらの特定附帯設備を取付けた賃借人（テナント）等の方は，償却資産としての申告が必要になります。

○償却資産と家屋との区分の例示

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上，店舗造作等工事一式	○			◎
電気設備	受変電設備	設備一式		◎		◎
	予備電源設備	発電機設備，蓄電池設備，無停電電源設備等		◎		◎
	中央監視設備	設備一式		◎		◎
	電源コンセント設備，照明器具設備	屋外設備一式		◎		◎
		屋内設備一式	○			◎
	電力引込設備	引込工事		◎		◎
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	電話設備	電話機，交換機等の機器		◎		◎
		配管・配線，端子盤等	○			◎
	ＬＡＮ設備	設備一式		◎		◎
	放送・拡声設備	マイク，スピーカー，アンプ等の機器		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	監視カメラ（ＩＴＶ）設備	受像機（テレビ），カメラ		◎		◎
		配管・配線等	○			◎
	避雷設備	設備一式	○			◎
	火災報知設備	設備一式	○			◎
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備，引込工事，特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		配管，高架水槽，受水槽，ポンプ等	○			◎
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用等）		◎		◎
		局所式給湯設備（ユニットバス用・床暖房用等） 中央式給湯設備	○			◎
	ガス設備	屋外設備，引込工事，特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		屋内の配管等	○			◎
	衛生設備	設備一式（洗面器，大小便器等）	○			◎
	消火設備	消火器，避難器具，ホース及びノズル，ガスボンベ等		◎		◎
		消火栓設備，スプリンクラー設備等	○			◎
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型），特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア		◎		◎
		エレベーター，エスカレーター，小荷物専用昇降機等	○			◎
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等），寮・病院・社員食堂等の厨房設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
	洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等），寮・病院等の洗濯設備		◎		◎
		上記以外の設備	○			◎
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置，ろ過装置，ＰＯＳシステム，広告塔，ネオンサイン，文字看板，袖看板，簡易間仕切（衝立），駐輪設備，ゴミ処理設備，メールボックス，カーテン・ブラインド等		◎		◎
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		◎		◎

（注）一般的な区分の例示であり，必ずしもこの例示によらない場合があります。

7　税額・課税標準額・評価額等について

(1)　税額

税 額 ＝ 課税標準額 × 税 率（1.4/100）

※土地及び家屋を所有されている場合，これらの課税標準額を合計して税額を算出します。

(2)　課税標準額

全資産の評価額の合計額が決定価格になり，「課税標準の特例」の適用がある場合を除き，決定価格が課税標準額になります。

※償却資産の課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は，償却資産に係る固定資産税は課税されません。ただし，免税点未満であっても申告は毎年必要です。

(3)　評価額

資産の耐用年数に応じて，定率法により初年度は6ヶ月，翌年度からは1年の減価を考慮して算出します。

なお，算出した額が，取得価額の5%を下回る場合は，**取得価額の5%の額**が評価額となります。

具体的には次の数式で算出します。

(A)　**前年中（令和7年中）に取得した資産** ……取　得　価　額　×　Ⓐ※

(B)　**前年前（令和6年以前）に取得した資産** ……前年度評価額　×　Ⓑ※

※Ⓐ及びⒷは，次ページ「減価残存率表」に掲げる耐用年数に応ずるⒶ欄及びⒷ欄の減価残存率をいいます。

【計算例】令和7年7月取得，取得価額100万円，耐用年数5年の資産の場合

この場合，Ⓐ＝0.815，Ⓑ＝0.631，取得価額の5%＝50,000円になります。

・令和 8 年度　1,000,000円 × 0.815 ＝ 815,000円
・令和 9 年度　815,000円 × 0.631 ＝ 514,265円
・令和10年度　514,265円 × 0.631 ＝ 324,501円
・令和11年度　324,501円 × 0.631 ＝ 204,760円
・令和12年度　204,760円 × 0.631 ＝ 129,203円
・令和13年度　129,203円 × 0.631 ＝ 81,527円
・令和14年度　81,527円 × 0.631 ＝ 51,443円
・令和15年度　51,443円 × 0.631 ＝ 32,460円　＜　50,000円

※令和15年度の算出額が取得価額の5%（50,000円）を下回るので，この年度以降の評価額は50,000円となります。

(4)　取得価額

〈消費税の取扱い〉

法人税又は所得税の会計処理において，税抜経理方式を採用している場合は消費税を含まない価額を，税込経理方式を採用している場合は消費税を含んだ価額を取得価額として申告してください。

〈国税で圧縮記帳している資産〉

補助金等の交付を受けて取得し圧縮記帳している資産については，固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので，**圧縮前の取得価額**で申告してください。

(5)　**耐用年数**

耐用年数は，**減価償却資産の耐用年数等に関する省令**（以下「耐用年数省令」という）**別表**に掲げる年数を適用しますが，例外として次の耐用年数も適用されます。

・中古見積耐用年数 …… 耐用年数省令第３条の規定により見積もった耐用年数。

・短縮耐用年数 …… 法人税法施行令第 57 条（所得税法施行令第 130 条）の規定により，国税局長の承認を受けた耐用年数。なお，この場合は国税局長の承認通知書（写）を申告書に添付してください。

○減価残存率表

区分／耐用年数	償却率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの (1－r／2)Ⓐ	前年前取得のもの (1－r)Ⓑ
——			
2 年	0.684	0.658	0.316
3 年	0.536	0.732	0.464
4 年	0.438	0.781	0.562
5 年	0.369	0.815	0.631
6 年	0.319	0.840	0.681
7 年	0.280	0.860	0.720
8 年	0.250	0.875	0.750
9 年	0.226	0.887	0.774
10 年	0.206	0.897	0.794
11 年	0.189	0.905	0.811
12 年	0.175	0.912	0.825
13 年	0.162	0.919	0.838
14 年	0.152	0.924	0.848
15 年	0.142	0.929	0.858
16 年	0.134	0.933	0.866
17 年	0.127	0.936	0.873
18 年	0.120	0.940	0.880
19 年	0.114	0.943	0.886
20 年	0.109	0.945	0.891
21 年	0.104	0.948	0.896
22 年	0.099	0.950	0.901
23 年	0.095	0.952	0.905
24 年	0.092	0.954	0.908
25 年	0.088	0.956	0.912
26 年	0.085	0.957	0.915
27 年	0.082	0.959	0.918
28 年	0.079	0.960	0.921
29 年	0.076	0.962	0.924
30 年	0.074	0.963	0.926

区分／耐用年数	償却率 r	減価残存率	
		前年中取得のもの (1－r／2)Ⓐ	前年前取得のもの (1－r)Ⓑ
31 年	0.072	0.964	0.928
32 年	0.069	0.965	0.931
33 年	0.067	0.966	0.933
34 年	0.066	0.967	0.934
35 年	0.064	0.968	0.936
36 年	0.062	0.969	0.938
37 年	0.060	0.970	0.940
38 年	0.059	0.970	0.941
39 年	0.057	0.971	0.943
40 年	0.056	0.972	0.944
41 年	0.055	0.972	0.945
42 年	0.053	0.973	0.947
43 年	0.052	0.974	0.948
44 年	0.051	0.974	0.949
45 年	0.050	0.975	0.950
46 年	0.049	0.975	0.951
47 年	0.048	0.976	0.952
48 年	0.047	0.976	0.953
49 年	0.046	0.977	0.954
50 年	0.045	0.977	0.955
51 年	0.044	0.978	0.956
52 年	0.043	0.978	0.957
53 年	0.043	0.978	0.957
54 年	0.042	0.979	0.958
55 年	0.041	0.979	0.959
56 年	0.040	0.980	0.960
57 年	0.040	0.980	0.960
58 年	0.039	0.980	0.961
59 年	0.038	0.981	0.962
60 年	0.038	0.981	0.962

※ r とは，当該償却資産の耐用年数に応ずる償却率です。

８　課税標準の特例

地方税法第 349 条の３及び同法附則第 15 条の規定に該当する資産については，課税標準の特例が適用され，固定資産税が軽減されます。このような資産をお持ちの方は，種類別明細書（増加資産・全資産用）の適用欄に適用条項を記入し，その内容を確認できる資料とともに提出してください。

詳しくは，資産税課償却資産グループまでお問合せください。

○課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

条項（地方税法）		対 象 資 産	取得の時期等	特例率	適用期間
第349条の3	第5項	内航船舶		1/2	期限なし
	第27項	家庭的保育事業		1/3 ※	期限なし
	第28項	居宅訪問型保育事業		1/3 ※	期限なし
	第29項	事業所内保育事業		1/3 ※	期限なし
附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	1/2 ※	期限なし
	第2項第5号	下水道除害施設	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	4/5 ※	
	第25項第1号イ	太陽光発電設備　（1千kW未満）	令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2/3 ※	3年間
	第25項第1号ロ	風力発電設備　（20kW以上）			
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備　（1万kW以上2万kW未満）			
	第25項第2号	バイオマス発電設備　（1万kW以上2万kW未満のうち木材・農作物残さ区分に該当するもの）		6/7 ※	
	第25項第3号イ	太陽光発電設備　（1千kW以上）		3/4 ※	
	第25項第3号ロ	風力発電設備　（20kW未満）			
	第25項第4号ハ	バイオマス発電設備　（1万kW未満）		1/2 ※	
	第28項	浸水防止用設備	令和5年4月1日 ～ 令和8年3月31日	2/3 ※	5年間
旧附則第15条	第44項	先端設備導入計画に従って取得した資産	令和5年4月1日 ～ 令和7年3月31日	1/2(1/3)	3年間
附則第15条	第43項	先端設備導入計画に従って取得した資産	令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日	1/2(1/4)	3年間(5年間)

※法律の定める範囲内で呉市が特例率を条例で定めています。
(注)この表は令和７年８月時点で作成していますので，法令の改正等により内容が変更することがあります。

平成 30 年７月豪雨に伴う被災代替償却資産特例について

平成 30 年７月豪雨により滅失又は損壊した償却資産（被災償却資産）の所有者等が，被災償却資産に代わるものとして，令和５年４月１日から令和７年３月 31 日までの間に償却資産（被災代替償却資産）を新たに取得し，又は被災償却資産の改良を行った場合，所定の要件を満たしていれば，固定資産税の課税標準を取得又は改良の翌年から４年度分その価格の２分の１の額とする特例措置が講じられています(地方税法附則第 16 条の３第 11 項)。

この特例を受けようとする方は，別途特例申告書の提出が必要です。あらかじめ資産税課償却資産グループまでご相談ください。

９　主な償却資産の耐用年数

○機械・装置　（減価償却資産の耐用年数等に関する省令，別表第２の抜粋）

番号	設備の種類	耐用年数	番号	設備の種類	耐用年数
1	食料品製造業用設備	10	23	輸送用機械器具製造業用設備	9
4	木材・木製品(家具を除く。)製造業用設備	8	28	水産養殖業用設備	5
5	家具・装備品製造業用設備	11	33	熱供給業用設備	17
6	パルプ，紙又は紙加工品製造業用設備	12	34	水道業用設備	18
7	印刷業・印刷関連業用設備　デジタル印刷システム設備	4	35	通信業用設備	9
7	印刷業・印刷関連業用設備　その他の設備	10	39	道路貨物運送業用設備	12
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7	40	倉庫業用設備	12
10	プラスチック製品製造業用設備	8	42	飲食料品卸売業用設備	10
11	ゴム製品製造業用設備	9	44	飲食料品小売業用設備	9
16	金属製品製造業用設備　その他の設備	10	49	洗濯業・理容業・美容業・浴場業用設備	13
21	電気機械器具製造業用設備	7	53	自動車整備業用設備	15

○構築物，工具，器具及び備品等（減価償却資産の耐用年数等に関する省令，別表第１の抜粋）

種類	主な償却資産		耐用年数
構築物	野立看板，広告塔（屋上施工を含む）	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	門，塀	コンクリート造，コンクリートブロック造のもの	15
		石造のもの	35
		土造のもの	20
		金属造，木造のもの	10
	舗装道路，舗装路面	コンクリート敷，ブロック敷，れんが敷，石敷のもの	15
		アスファルト敷，木れんが敷のもの	10
		ビチューマルス敷のもの	3
建物附属設備	受変電設備，電気設備（照明設備を含む）		15
	給排水設備，衛生設備，ガス設備		15
	冷房，暖房，通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が22kW以下のもの）	13
		その他のもの	15
	店用簡易装備	店舗用内装，可動性のある固定カウンター	3
工具	測定・検査工具	ゲージ，ノギス，マイクロメータ	5
	治具・取付工具	平ジグ，箱ジグ	3
	型（型枠を含む），鍛圧・打抜工具	プレスその他の金属加工用金型	2
		合成樹脂，ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
		その他のもの	3
器具及び備品	事務机，事務いす，キャビネット	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	応接セット	接客業用（飲食店，旅館等）のもの	5
		その他のもの	8
	陳列だな，陳列ケース	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
	その他の家具	接客業用（飲食店，旅館等）のもの	5
		その他のもの（主として金属製のもの）	15
		その他のもの（その他のもの）	8
	音響機器	ステレオ，テレビ，ビデオ，カラオケ	5
	冷暖房用機器	エアコン，ストーブ，温風ヒーター	6
	電気・ガス機器	冷蔵庫，製氷機，洗濯機，レンジ	6
	食事・厨房用品	陶磁器製，ガラス製のもの	2
		その他のもの	5
	事務機器	複写機，計算機，レジスター，ファクシミリ	5
		パソコン（サーバー用のものを除く）	4
	通信機器	インターホーン，放送用設備	6
		デジタル構内交換設備，デジタルボタン電話設備	6
	看板	看板，ネオンサイン，気球	3
	金庫	手さげ金庫	5
		その他のもの	20
	理容・美容機器	前流し，ドライヤー	5
	自動販売機（手動のものを含む）		5

10　償却資産申告書等の記入の仕方

（１）償却資産申告書（償却資産課税台帳）…… 緑色（記入例 14 ページ）

○取得価額の欄

・前年前に取得したもの(ｲ)…令和７年度申告書の計の欄を種類別に転記してください。

※本市から「令和７年度　償却資産課税台帳兼評価調書」を送付している場合は，取得価格（計）の列を転記してください。

※「前年前に取得したもの＝令和７年度申告書の計」とならない場合は，申告（増加･減少）漏れの可能性がありますのでご確認をお願いします。

・前年中に減少したもの(ﾛ)…種類別明細書（減少資産用）から種類別の合計額を算出し，記入してください。

・前年中に取得したもの(ﾊ)…種類別明細書（増加資産用）から種類別の合計額を算出し，記入してください。

・計((ｲ)－(ﾛ)＋(ﾊ))…… (ｲ)－(ﾛ)+(ﾊ)によって算出した額を記入してください。

○資産の増減がないとき

「18 備考（添付書類等)」欄中,「３　増減なし」に○をつけ提出してください。

○事業の廃止・法人の解散・市外移転等があったとき

「18 備考（添付書類等)」欄中,「４　事業の閉鎖等」に○をつけ，その旨及び年月日を記入のうえ提出してください。

なお，売却先があれば，売却先名称・住所及び電話番号を記入してください。

○該当資産がないとき

「18 備考（添付書類等)」欄中,「５　その他」に「該当資産なし」と記入のうえ提出してください。

（２）種類別明細書（増加資産・全資産用） …… 緑色（記入例 16 ページ）

資産の種類・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由・摘要等を記入してください。耐用年数の記入漏れがよくありますのでご注意ください。

○全資産申告を要する方

令和８年１月１日現在のすべての資産について記入してください。

○増加資産申告をされる方

前年中（令和７年１月２日から令和８年１月１日まで）に増加した資産について記入してください。

令和７年１月１日以前に取得した資産の申告漏れがありましたら，そちらも記入してください。その際は，摘要欄に「申告漏れ」と記入してください。

（３）種類別明細書（減少資産用）…… 赤色（記入例 18 ページ）

前年中（令和７年１月２日から令和８年１月１日まで）に減少した資産について，資産の種類・抹消コード・資産の名称等・数量・取得年月・取得価額・耐用年数・減少の事由及び区分・摘要等を記入してください。

償却資産申告書及び種類別明細書は，２枚複写になっています。
それぞれ１枚目が提出用，２枚目が控用です。
（控用）に受付印が不要な場合は，（提出用）のみ提出してください。
申告書を郵送で提出される場合で，受付印を押印した（控用）の申告書の返送を希望される方は，必ず返信用封筒（切手を貼ったもの）を同封してください。

（４）自社の電子計算システムにより申告される方

電算処理による独自の様式で申告される方は，全資産について資産ごとに評価額，課税標準額等を算出し記載してください。

申告の際は，本市が送付した申告書を添付するか，申告書右上の「所有者コード」を転記してください（本市送付の申告書に所有者コードの記載がない場合や，初めて申告される場合は不要です）。

（５）電子申告

本市では，地方税ポータルシステム「*eL*TAX（エルタックス）」を利用したインターネットによる償却資産の電子申告を受け付けています。

電子申告の際は，本市が送付した申告書右上の「所有者コード」を転記してください（本市送付の申告書に所有者コードの記載がない場合や，初めて申告される場合は不要です）。

なお，電子申告の手続や具体的な操作方法等については，*eL*TAX ホームページをご覧いただくか，*eL*TAX ヘルプデスクにお問合せください。

*eL*TAX ホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

*eL*TAX ヘルプデスク　℡ 0570-081459

※上記の電話番号でつながらない場合　℡ 03-5521-0019

11　申告書の記入例

前年前に取得したもの(イ)……前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
前年中に減少したもの(ロ)……前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
前年中に取得したもの(ハ)……前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。
計(イ)－(ロ)＋(ハ)　……(イ)－(ロ)＋(ハ)によって算出した額を記載してください。

呉市長殿　　令和 8 年 1 月 20 日

令和 8 年度　**償却資産申告**

所有者

1 住所（ふりがな）
（又は納税通知書送達先）
〒 737-8501
呉市中央 4 丁目 1 番 6 号
呉中央ビル 2 F 203 号
（電話 25 － 3211 ）

2 氏名（ふりがな）
（法人にあっては その名称及び 代表者の氏名）
日本工業株式会社
渡辺一郎
（屋号　　）

3 個人番号又は法人番号(右詰め記入)
4 事業種目 (資本金等の額)
5 事業開始年月
6 この申告に応答する者の係及び氏名
7 税理士等の氏名

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)
1	構築物	6,000,000		2,000,000
2	機械及び装置	30,000,000	10,000,000	21,000,000
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具	3,000,000		
6	工具、器具及び備品	4,500,000	550,000	1,600,000
7	合計	43,500,000	10,550,000	24,600,000

資産の種類		評価額	※ 決定価格 ※
1	構築物		
2	機械及び装置		
3	船舶		
4	航空機		
5	車両及び運搬具		
6	工具、器具及び備品		
7	合計		

記載の必要はありません。ただし，電算処理により全資産申告を行う場合は，記載が必要です。

〔個人は 12 桁，法人は 13 桁，右詰めで記入。〕

〔記載する必要はありません。〕

事業の種目を具体的に記載してください
（例えば，ミシン製造業，自動車販売業等）。

書（償却資産課税台帳）

※ 所 有 者 コ ー ド

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2

第二十六号様式（提出用）※印の欄は記入しないでください。

冷延鋼板製造業

（ 100 ）百万円

昭和 45 年 4 月

経理課 庶務係 山本 雅彦
（電話 25 － 3214 ）

鈴木 健一
（電話 25 － 3215 ）

8 短縮耐用年数の承認	有 ・ (無)
9 増加償却の届出	有 ・ (無)
10 非課税該当資産	有 ・ (無)
11 課税標準の特例	有 ・ (無)
12 特別償却又は圧縮記帳	有 ・ (無)
13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
14 青色申告	(有) ・ 無

額	
計（(イ) －（ロ）＋（ハ））	
8000000	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地 ① 中央 4 丁目 1 番 6 号
41000000	② 中央 3 丁目 8 番 16 号
	③
3000000	16 借用資産 (有)・無 ／ 貸主の名称等 東京都八王子市東中野 742-1 ホワイトリース(株) 電話（0426）23-5678
5550000	
57550000	17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有)・借家

課税標準額	
	18 備考（添付書類等）
	① 増加 1 枚
	② 減少 1 枚
	3 増減なし
	4 事業の閉鎖等 平成・令和 年 月 日
	5 その他

※処理欄	受付	事業所台帳
	一品明細	電算入力

※国税の減価償却計算基礎資料（直近の確定申告において使用したものの写し）の提出をお願いします。
（決算期） 月， 月

受付印

法人税法施行令第 57 条第 1 項又は所得税法施行令第 130 条第 1 項の規定により，国税局長の承認を受け，耐用年数の短縮を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
「有」に該当する場合は，「承認通知書」の写を添付してください。

法人税法施行令第 60 条又は所得税法施行令第 133 条の規定により，税務署長に増加償却の届出を行っている資産の有無について該当する方を○で囲んでください。
「有」に該当する場合は，「届出書」の写を添付してください。

租税特別措置法の規定による特別償却及び法人税法第 42 条から第 50 条まで及び第 142 条の規定又は所得税法第 42 条から第 44 条まで及び第 165 条，第 58 条の規定による圧縮記帳の有無について該当する方を○で囲んでください。
償却資産の評価においては特別償却及び圧縮記帳は認められておりません。

次のような事項を記載してください。
①種類別明細書の枚数を記載してください。資産の増減がない場合は 3 増減なしを○で囲んでください。
②「短縮耐用年数承認書の写」，「増加償却の届出書の写」等，添付した書類の名称
③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したことその他これに類する特別の事由があり，かつ，その価額が著しく低下した場合には，その価額の低下の程度
④前年中に所有者の住所，氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所，旧氏名又は旧名称等の参考となる事項
⑤納税管理人を定めている場合は，その者の住所，氏名
⑥その他，この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

12　種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

「1.構築物」,「2.機械及び装置」,「3.船舶」,「4.航空機」,「5.車両及び運搬具」,「6.工具，器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記載してください。

当該資産の取得価額を記載してください。
なお，「取得価額」は，償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃，荷役費，運送保険料，購入手数料，関税，据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む。）をいいます。
また，法人税法及び所得税法の規定による，いわゆる圧縮記帳については，償却資産の評価上認められておりませんので，当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

〔記載する必要はありません。〕

〔該当の方を○で囲んでください。〕

令和　8　年度

種類別明細書（増加資産・全

ID	※ 所有者コード	
2	1	異動

行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月
01	1		塗装路面	1	5	07	03
02	2		太陽光発電設備	1	5	07	04
03	2		ガス発生装置	1	5	07	12
04	6		ファクシミリ	1	5	07	06
05	6		ルームクーラー	2	5	07	08
06	6		パソコン	3	5	07	08
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
			小計	9			

● 構築物…1　● 航空機…4
● 機械及び装置…2　● 車両・運搬具…5
● 船舶…3　● 工具器具備品…6

〔漢字・カタカナ・英数字20字以内で記載してください。〕

注意・「年号」の欄は、昭和は3、平成は4、
・「増加事由」の欄は、1新品取得、2中

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１から別表第８まで(別表第３及び第４を除く)に掲げる耐用年数を記載してください。
なお，中古資産について，見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を，国税局長の承認を得て短縮耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載してください。

〔記載する必要はありません。〕

資産用）

第二十六号様式別表一（提出用）

所有者名　日本工業（株）　1 枚のうち 1 枚目

取得価額	耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	課税標準の特例 コード	課税標準額	増加事由	摘要
49 60 十億 百万 千 円	61 62		十億 百万 千 円	63		十億 百万 千 円		
2000000	10	0.					①・2・3・4	
6000000	17	0.					①・2・3・4	
15000000	14	0.					①・2・3・4	
300000	05	0.					①・2・3・4	
400000	06	0.					①・2・3・4	
900000	04	0.					①・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
		0.					1・2・3・4	
24600000								

注意　※印の欄は記入しないでください。

当該資産について，次のような事項を記載してください。
①課税標準の特例がある資産について，その適用条項（例：法第 349 条の３第５項）
②割賦販売資産等法第 342 条第３項の規定の適用がある資産については，その旨の表示と売主の名称等
③耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示と改正前の耐用年数
④短縮耐用年数を適用している資産についてはその旨の表示
⑤増加償却を行っている資産についてはその旨の表示
⑥その他当該資産の価額の決定にあたって必要な事項

令和は５を 記載してください。
古品取得、３移動による受入れ、４その他のいずれかに○印を付けてください。

13　種類別明細書（減少資産用）の記入例

〔記載する必要はありません。〕

前年中に減少した資産の資産コードを記載してください。

減少した資産の取得価額を記載してください。
なお，資産の一部が減少した場合は，当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

令和　8　年度

種　類　別　明　細　書（減少

ID	※	所有者コード
1 2	3	4 ～ 11
2 1	異動	

行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月
	12	13 ～ 20	21 ～ 40	41 ～ 43	44	45 ～ 46	47 ～ 48
01	2	20560001	ガス　発生装置	1	3	56	07
02	6	61100002	複写機	1	4	10	01
03	6	61200001	ルームクーラー	2	4	20	05
04							
05							
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
			小　計	4			

- 構　築　物…1
- 機械及び装置…2
- 船　　舶…3
- 航　空　機…4
- 車両・運搬具…5
- 工具器具備品…6

〔記載する必要はありません。〕

資産用）

所有者名	1 枚のうち
日本工業（株）	1 枚目

取得価額 (49〜60) 十億 百万 千 円	耐用年数 (61 62)	申告年度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	減少の事由及び区分 1 全部 2 一部	摘要
10000000	14		①・2・3・4	①・2	呉産業（株）へ売却
150000	05		1・2・③・4	①・2	江田島工場(江田島市江田島町小用6-7-8)へ企業内移動
400000	06		1・②・3・4	1・②	当初取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)分減少
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
			1・2・3・4	1・2	
10550000					

注意「年号」の欄は、昭和は 3、平成は 4、令和は 5 を記載してください。

減少した部分に係る数量及び取得価額を記入してください。

第二十六号様式別表二（提出用）

注意 ※印の欄は記入しないでください。

①当該資産が減少した事由について，「1.売却」にあってはその売却先の名称等を，「2.滅失」にあってはその滅失の理由等を，「3.移動」にあってはその受け入れ先の所在地等を，「4.その他」にあってはその減少の事由等を記載してください。
②減少の区分が「2.一部」に該当する場合には次の例のように記載してください。
(例)
当初取得価額100万円(数量5)のうち40万円(数量2)分減少
③その他当該資産が減少したことについて必要な事項を適宜記載してください。

14　償却資産に関するＱ＆Ａ

《税務会計上の減価償却資産との相違》

Ｑ１　固定資産税の課税客体となる償却資産の範囲と税務会計における減価償却資産の範囲とでは，どのような点で異なっていますか。

Ａ．固定資産税の課税客体となる償却資産と税務会計における減価償却資産とは，次のような点で異なっています。

⑴　償却資産は，無形減価償却資産を除いたものとされています。

⑵　建物は，家屋として固定資産税の課税客体となりますから，償却資産からは除かれています。ただし，建物の附帯設備については，建物の所有者と異なる方（テナント）が施工し所有している設備で，事業の用に供されるときは，償却資産として課税客体となる場合があります。

⑶　償却資産からは自動車税の課税客体である自動車及び軽自動車税の課税客体である軽自動車等を除くこととされています。

⑷　牛，馬，果樹その他の生物は，これらの資産の性格にかんがみ，償却資産から除くこととされています。

《家屋の附帯設備》

Ｑ２　家屋の附帯設備と償却資産について説明してください。

Ａ．家屋の附帯設備でも償却資産として取り扱われるものがあります。一般的には，家屋の所有者が所有するもので，家屋に取り付けられ，家屋と構造上一体となっているものは，家屋の一部として扱われます。

具体的には，電気設備，ガス設備，衛生設備，給排水設備，空気調和設備，消火設備，避雷設備，運搬設備等で家屋と一体となって効用を発揮し，家屋自体の効用を高めているものは，家屋の範囲に含められます。

しかし，附帯設備の中でも，①構造的に簡単に取りはずしのできるもの，②そのものの効用に従って他に転用できるものであってそのもの自体に資産価値のあるもの，③家屋と一体となって効用を発揮するものであっても家屋自体の効用を高めないもの等は家屋に含めないこととされています。

すなわち，ネオンサイン，投光器，電話機，電話交換機，タイムレコーダー等をはじめ，発電設備，工場等における機械の動力源である電気設備，冷凍倉庫における冷凍設備，ホテル，百貨店，病院等における厨房設備及び洗濯設備等は，家屋に含められません。

《償　却　済　資　産》

Ｑ３　耐用年数を経過し，減価償却可能限度額まで減価償却を終わった減価償却資産も，固定資産税の課税客体である償却資産に該当しますか。

Ａ．償却済となった資産でも，事業の用に供することができる状態におかれている限り，償却資産に該当します。

なお，償却資産の評価額の最低限度は，取得価額の 100 分の５に相当する額とされています。

《自己の製作等に係る機械設備の取得価額の算定》

Ｑ４　当社は，機械設備を製造し販売していますが，先般この機械設備を販売せず他社へ貸し付けました。

この場合，固定資産税における償却資産として機械設備の取得価額はどのように算定するのですか。

Ａ．所有者自ら製作した場合の取得価額は「製造原価（その資産の製作，製造のための原材料費，労務費及び経費の額）」＋「付帯費の額」となります。

《中古資産の耐用年数の見積り簡便法》

Ｑ５　中古資産については，事業の用に供したとき以降の使用可能期間を見積って，その見積年数を耐用年数にできるそうですが，何か簡単に計算する方法はありませんか。

Ａ．計算方法については，次のとおりです。

⑴　法定耐用年数の全部を経過した中古資産

→　その法定耐用年数の 100 分の 20 に相当する年数

⑵　法定耐用年数の一部を経過した中古資産

→　その法定耐用年数から経過年数を控除した年数に，経過年数の 100 分の 20 に相当する年数を加算した年数

例えば，法定耐用年数 30 年の構築物で建築後 12 年を経過したものを取得した場合には，残存耐用年数は 20 年となります。

（30 年－ 12 年）＋（12 年× 20 ／ 100）＝　20 年

なお，計算した年数に１年未満の端数がある場合には，その端数を切り捨てた年数とし，その計算した年数が２年に満たない場合には，２年をその残存耐用年数とします。

（申告書を郵送される場合の宛先として，ご利用ください。）

〒737-8501
広島県呉市中央４丁目１番６号

呉市　財務部
　資産税課　償却資産グループ　行

この印刷物は，環境にやさしい再生紙を使用しています。